東空機第92号 平成 30 年 9 月 14 日 東京航空局長 鶴田 浩久

	質疑事項	回答
1.	現地における入場教育講習等への出席、現 地説明等への出席など、現地調査以外で現 地へ赴く必要はあるのでしょうか。	状況により必要となります。
2.	現地立ち入りに際しての制約事項や特記事項があればご教示お願い致します。 (現地調査における作業効率を著しく低下させると想定される事項) ・作業員の人数 ・持ち込める工具や道具 ・作業時間 ・作業時間帯(昼間、夜間) ・騒音制限、投光器等の制限	以下のとおり回答いたします。 ・作業員の人数 →基本的に制限はありませんが、対応職員及び移動用車両等の状況によっては制限区域内への立入人数を制限させていただく場合があります。 ・持ち込める工具や道具 →通常の現場調査に用いる道具等であれば持ち込み可能です。その他は契約後の協議によります。 ・作業時間 →原則8:30~17:15となります。 ・作業時間帯(昼間、が、作業場所によっては夜間での対応となります。は夜間)→原則昼間となります。 ・作業時間帯となります。・作業時間帯となります。
3.	カメラ撮影テストの実施は必要でしょうか。不要でしょうか。 か。不要でしょうか。 カメラ撮影テストが必要な場合、全台数分 が必要でしょうか。	設置場所の状況により必要となります。
4.	カメラ用配線を敷設する地中埋設配管の空き管路等の情報については、現状整理されており、そのデータを提供して頂けるとしてよいでしょうか。 改めての地中埋設配管の空き管路調査は対象外としてよいでしょうか。 調査が含まれる場合、ハンドホール等の内部確認は全数必要でしょうか。	地中埋設配管の空き管路等のデータについては提供いたします。 ハンドホール等の調査につきましては、使用ルートの確認のため、部分的な調査は必要となります。